

## 第2章 教育内容

### 【評価基準】

#### 2-1 教育内容

##### 2-1-1

**教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計専門職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。**

##### 解釈指針2-1-1-1

会計大学院は、その目的のひとつに公認会計士養成があげられるが、社会からはより広範な期待が寄せられていることをふまえ、各会計大学院が創意工夫のうえ、教育課程を編成する。教育課程は、各会計大学院が養成すべき会計専門職業人の理想像を明確にし、その理想像にふさわしい教育内容をもとに、会計分野を取り巻く状況に配慮し、産業界と連携しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて編成する。

##### 解釈指針2-1-1-2

会計大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準第六条の二に掲げる者をもって構成する教育課程連携協議会を設けるものとする。

### 【現状説明】

#### [2-1-1 の現状説明]

本会計大学院は、基準 1-1-1 の教育目的と基準 1-2-2 の教育理念を掲げ、本会計大学院が目指す会計プロフェッションを養成すべく、教育課程とサポートシステムを構築している。

#### [2-1-1-1 の現状説明]

本会計大学院の教育目的に合致すべく設定した教育内容は、次のとおりである。

##### (1) 教育課程及びカリキュラムの特色

本研究科が 2017 年に設定した「カリキュラム・ポリシー」（教育課程編成・実施の方針）は、次のようなものとなっている。

「本研究科では、『倫理教育の徹底』と『国際人の養成』を 2 本の柱とした『健全な会計マインドを備えたプロフェッション』の育成を目的として、下記に示す教育課程を編成する。

- 国際会計士連盟（IFAC）の職業会計士のための国際教育基準（IES）に合致するとともに、公認会計士試験制度（短答式一部免除）に合致した教育課程
- 高度な職業倫理観の涵養を目的とした、職業倫理、企業倫理及びコーポレートガバナンスに関する教育
- 国際的感覚を備えた専門職業人の育成を目的とした、国際会計基準及び英語に関する教育
- 会計プロフェッションとして求められる思考力・判断力・表現力の涵養を目的とした、少人数制の演習、論文作成指導及びディベートを重視した教育
- 健全かつ実践的な会計マインドの涵養を目的とした、実務家教員による教育と、監査法人、公認会計士事務所及

「税理士事務所でのエクスターンシップによる教育」

以下、順不同であるが、これらの点について、具体的に述べることとする。

### 1) 理論と実務の融合

本研究科は、理論と実務との架橋を成す体系的な会計教育を行う場であり、会計理論を十分に認識し、その認識した会計上の留意点を会計実務に適用し、会計の認識と測定の手続をめぐる会計判断が的確にかつ合理的に行える高度な資質の修得を目指した教育を行っている。カリキュラム、特に基幹科目である財務会計、管理会計、監査、企業法、租税法においては、研究教員と実務家教員を発展科目と応用・実践科目に適切に配置している。すなわち、これによって実務的な問題提起能力、理論的思考能力および批判的分析能力を身につけさせている。

なお、研究者教員と実務家教員の配置は、基本的に設置基準の考え方によっている。すなわち、専門職大学院設置基準および文科省令には実務家教員数が3割以上であると規定している。本研究科はこの基準を満たすことによって、研究者教員と実務家教員の適切な配置が実現することとした。

### 2) 職業倫理教育

会計教育において重要なのは、高度な会計及び監査上の判断を行使しうることを含め、社会からの信頼に応えうる会計プロフェッションの資質の高度化であり、その中心は職業倫理の高揚である。職業倫理の確固たる確立とその認識かつ倫理的ジレンマの自覚ができてこそはじめて会計プロフェッションの社会的立場は確立され、社会的期待に合うものとなる。

基本的な職業倫理教育に加えて、会計プロフェッションが直面すると予想される会計や監査の業務に関わる問題を想定した倫理教育を行っている。「職業倫理」の講義は、入学後最初の学期に履修するように奨励し、その中で、会計プロフェッションに求められる姿勢や本研究科が有する教育の考え方等を具体的な事例を含めて学生に伝えている。また、他の科目においても、各科目に固有の倫理的側面からのアプローチを取り入れている。たとえば、各会計や監査の事例研究においては、いかなる対応が経営者や監査人にとって適切であったのか、租税系の科目においては、課税の公平性等の観点からどのように事案を捉えるべきか等の検討を行うなど、各科目の専門領域の中で、倫理的なジレンマ等を取り上げることで、職業倫理の科目だけではなく、広く倫理観の高揚に努めている。また、職業倫理や、経営系の科目においては、企業側の倫理の問題についても学生に考える機会を提供して対応している。

### 3) 国際会計士連盟の国際教育基準への準拠

会計のコンバージェンスが国際的な視点での議論の中心をなしているが、会計プロフェッションにとって国際的な会計基準や会計動向の把握や適用が喫緊の課題となってきた。カリキュラムにおいても国際的なスタンダードになりつつある国際会計士連盟の「国際教育基準」との合致、及び単なる英語教育ではなく会計に関する専門的な英語教育を行うための科目を設定している。

ところで、国際会計士連盟の「職業会計士のための国際教育基準 (International Education Standards for Professional Accountants)」（以下、IES）は、フレームワーク及び8篇の基準と用語集からなっている。上述の通り、本研究科のカリキュラムは、IESに合致させている。本研究科のカリキュラムとIESとをどのように合致させているのかについては、次のとおりである。

まず、本研究科のカリキュラム作成にあたってはIES2「初期能力開発—技術的能力 (Initial Professional Development-Technical Competence)」に規定している「技術的能力に係る学習成果」を十分に斟酌し、理念に沿ったカリキュラムを設置している。そして、基本的知識として、IESが主要知識としている会計、ファイナンス、組織・ビ

ジネス、IT をカバーしており、また、IES で強調している倫理についても上記のように本研究科では必修科目としての「職業倫理」及びその他の講義科目における講義内容において重きを置いて取り上げている。

#### 4) エクスターンシップの設定

会計プロフェッション教育の一つの柱は会計プロフェッションが備えるべき職業意識と職業倫理について認識を深めることである。もちろん資格取得後、実際に業務に就いて体験をすることになるが、教育の目標は理論と実務を修得した会計専門家の養成であるから、在学中に集中して職場体験をさせる機会を設け、「エクスターンシップ」と名付けている。エクスターンシップは、その一部を本学の卒業生で組織される「青学会計人クラブ」メンバーが在籍する監査法人又は公認会計士事務所、あるいは税理士事務所等で実施することにより、学院全体の支援のもとでの教育の向上を目的として実施している。

この授業を有効に実施するために実務家専任教員を委員長とする運営委員会を設置し、エクスターンシップ先の教育マニュアルと学生用の受講マニュアルを作成している。これらの教育環境によって学生は実務経験を受け、会計の実態を理解し、理論と実践活動の関連付けが可能となり実務面から現実的な職務遂行の機会を持てることとなる。

エクスターンシップ履修生は、2019年度の場合17名であった（参考までに、2015年度6名、2016年度13名、2017年度18名、2018年度16名）。2014年度及び2015年度の履修者が少ないのは、基礎となる在学生の減少に伴うものである。入学者が回復傾向を見せた2016年度は13名と前年に比べて倍増となり、2017年度以降は、10数名の学生の参加により、安定的な実施が可能となっている。これは、2015年度より1年次からの履修を可能としたと同時に、エクスターンシップの意義と重要性を学生に向けて周知してきたことの効果でもある。実際、履修の成果は非常に高いものと解せられ、実際に履修したほとんどの履修生から、「初めて学ぶことが多く、いい経験であったこと、意義があったこと、満足であったこと」などの評価が寄せられている。エクスターンシップは、本研究科の独自性の一つであるので、下記に、エクスターンシップの教育プログラムの概要及び特別の意義について、記述する。

#### 【エクスターンシップの概要と意義】

① 「教育プログラム」の内容は、次のとおりである。

- ・目的：実務を知ることにより、本研究科で学修した理論的知識と実務の関係を理解する。
- ・研修プロセス：参加学生へのオリエンテーションの実施、運営委員会による会計事務所との協議・調整の実施、研修の実施、研修終了後の報告書（学生及びエクスターンシップ先の両方から）の提出、成績評価
- ・研修方法

会計事務所で、監査補助業務、会計・税務業務の補助業務、会計・税務相談への同席、顧問先企業への同行、などを行う。

② エクスターンシップの「期間」は2週間である。

③ 上記のことをシラバスで開示し、学生の選択に有意の情報を提供している。

④ 意義：

エクスターンシップは単なる職場訪問とは異なる。すなわち、職場訪問は、見たことについて質問すること、などに限られる。しかし、エクスターンシップは、実際の仕事を体験してみるということ自体を行う。それに加えて、職場訪問では体験できない業務（顧問先訪問等）など広く体験が可能となる。このようなことは、職場訪問では達成できない。また、職場訪問ではできないような質問をするということも可能となる。さらに、入所先事務所と参加学生の双方から研修内容の報告書が提出される点で、その研修成果の確実化、フィードバックを図っている点も単なる職場訪問と異なる。特に、強調したいのは、受け入れ先会計事務所側が熱心であるケースが多い点である。講義と同様に、教員の

熱心さは、教育効果を上げる。本研究科がエクスターンシップを学生に提供する理由は、ここにある。

なお、外国には、インターンシップといわれる研修制度がある。インターンシップとは、「自社の施設内」に研修場があり、基本的にそこで研修が行われる場合に用いられる用語である。他方、自社の外に研修場があり、そこに送り出して行う研修の場合には、エクスターンシップといわれることが多い。本研究科のエクスターンシップは、監査法人などの場、すなわち、本研究科の外で行う研修である。したがって、「エクスターンシップ」の用語を用いている。

#### 5) 少人数教育

本研究科においては、講義、演習、事例研究、特定課題研究および研究指導の科目が設定されているが、極力、少人数教育を実施している。講義科目でも最大受講者数を原則として50人に抑えている。演習では、原則として専任教員（2015年度からは、租税法演習において、兼任教員2名も演習を担当した。）が1ゼミ当り数名の学生（5名前後）に対して個別指導を行う体制としている。2年間、1年半、1年間という短期間の集中的な専門的および高水準教育体制にとっては必要な教育方法であると考えている。

#### 6) 教員の配置

教員の配置（担当科目数）は、【図表 2-1】のとおりである。

#### 7) 教育課程連携協議会

2019年度より専門職大学院設置基準上、教育課程連携協議会の設置が求められることになった。これに対応すべく、学則第3条第4項の規定に基づき、本研究科においては、教育課程連携協議会規則を制定し（2019年2月13日教授会）、同年4月1日より施行した。委員は【図表 2-2】のとおりである。2019年度は6月11日に第1回教育課程連携協議会、11月19日に第2回教育課程連携協議会が開催された。両協議会とも委員全員が出席し（この他、重田、久持、小林の3教員が列席した。）、約2時間にわたって協議した。教育課程連携協議会は、2020年度以降も年2回開催される予定である。

#### 8) その他

以上の特色を具体化するために、教員と学生のコミュニケーションやガイダンス、特に個別的な面談や指導を大切にしている。本研究科専用棟には学生用の学習室をはじめ、教室、演習室、合同研究室、図書資料室および教員研究室が設けられているが、談話スペースの配慮と共に、特に教員研究室のフロアーには相談室（面談室）が設けられている。さらに学生のためのガイダンスの運用、特に会計プロフェッション教育の中心となる理論と実務の融合化のためには、研究者教員と実務家教員の異質性と同質性を種々の形で学生に自覚させる必要がある。そのため、会計プロフェッション研究センター（研究科内に設置）では、毎年、外部から会計の有識者を招いての講演とディスカッションを行う「会計サミット」を毎年7月に開催し、本研究科と学界及び実務界との交流を深めている。

本研究科は会計サミットを、本研究科の研究、教育上特に重要なものと位置付けている。そこで、会計サミットについて、その概要を記述する。

会計サミットは、従来、原則として、毎回、第一部が講演で、第二部が討論会の形式で実施している。会計サミット開催の目的は、近年における会計を取り巻く環境の大変革の実情、問題点、解決策を、会計プロフェッションを代表する方々（わが国における公認会計士協会等の専門職団体、民間企業、公的機関、外国のこれらに相当する団体・機関、及び大学・大学院等の教育機関の代表者など）に講演していただき、かつ、議論していただくことによって、教員、学生を含む内外の関係者が会計についてより深い関心と現状認識を持つことにある。会計サミットでは、毎回約300名に

も及び参加者を得て、社会的にも広く知られたシンポジウムとなっていると解される。

一方、秋には、「公開シンポジウム」を開催しているが、こちらは2015年度から、OB・OGと現役生を中心とした交流の場を兼ねるものとしている。本研究科も設立10年を経て、修了生との交流を通じて学外との連携を図っていく段階に入ったと考えている。

会計サミット及び公開シンポジウムの過去5年間の開催実績（2019年度は、諸般の事情により公開シンポジウムは開催されなかった。）を示せば、【図表2-3】及び【図表2-4】のとおりである。これらの図表に示すように、本研究科のカリキュラム体系は、本研究科が擁するカリキュラム・ポリシーに合致するものである。

なお、会計サミットや公開シンポジウムは、上述のとおり、単なる講演会ではない。教員にとってはFD等の見地からも、また、学生に対しては教育的措置としても、非常に重要なものとして位置付けられている。そこで、学生に対する教育的措置と会計サミットおよび公開シンポジウムとの具体的な関係について、本報告書において明示しておく必要がある。その具体的な関係とは、次のとおりである。

まず、本研究科は、専門的知識に関して、「会計理論や会計技能の教育」ばかりでなく「専門職業人としての問題意識を理解する教育」も行う。会計サミットおよび公開シンポジウムは、この2つの教育の両者に関係するが、特に、後者が前面に出ている。その理由は、次の点にある。

すなわち、会計理論や会計技能を修得するという面で本研究科のカリキュラムは、会計専門職大学院としては申し分ないものと考えている。しかし、会計に係る専門職の領域は、日々変化している。こうした変化の現状とは何か、どのような問題点があるのか、などについて、変化する環境の中に身を置いている実務家自身から、生の声を聞くことは、本研究科の正課による教育のみでは得られない貴重な（教育の）機会であると本研究科は捉えている。そこで、会計サミットおよび公開シンポジウムには、すべての在籍生に出席を奨励している。会計サミットについては専任教員の講義が置かれていない水曜日の午後、公開シンポジウムについては講義を設置していない日程での開催としているが、社会人学生等でそれらに参加できない者については、ビデオ収録をして、Course Powerという学内の授業支援システム上でビデオを観ることができるようにしている。また、会計サミットおよび公開シンポジウムは、われわれ教員に対する刺激、啓発にもつながることから、FD活動の一環としての効果もある。本研究科としては、以上のような見地から会計サミットおよび公開シンポジウムを重視しており、今後も継続的に開催していくつもりである。

また、本研究科の創設（2005年）以来、教員と学生からなる会計プロフェッション研究学会を研究科内に設置し、紀要『会計プロフェッション』を発刊している。また、本研究科から社会に向けての情報発信の場として、市販の専門雑誌として、2011年より『青山アカウンティング・レビュー』を発刊している。

#### 【自己評価】

本会計大学院では、以上の説明により基準2-1-1、解釈指針2-1-1-1、2-1-1-2は満たされているものと判断する。

#### 【今後の課題】

エクスターンシップは、本研究科の教育上、理論的知識と実務の関係を理解するために重要な科目と位置付けている。しかし、その履修者は、年度にもよるが、少ない場合がある。そこで、2015年度からは、1年次からの履修を可能とした。ただし、1年次からの履修に当たっては、エクスターンシップの意義とエクスターンシップに臨むまでの十分な学習のサポートが必要であると認識している。その他、今後も、エクスターンシップ報告会などを通し、エクスターンシップの効果を伝えるなどの努力を継続する必要がある。

本研究科のカリキュラムが国際会計教育基準に準拠していることは、先に述べた通りである。国際会計士連盟の国際教育基準審議会において2010年から進められてきた「国際会計教育基準」の改訂作業は、2014年12月に完了した。

とくに、本研究科の教育プログラムに関連するのは、資格取得前教育に関連し、職業会計士として必要な知識や価値観等について規定する IES2、3 および 4 であるが、これらについては、すでに 2014 年 1 月に改訂版が公表されている。IES2 (Initial Professional Development – Technical Competence) は、身につけるべき知識領域として、財務会計・報告、管理会計、ファイナンス・財務管理、税務、監査・保証、ガバナンス・リスクマネジメント・内部統制、ビジネス法令、IT、ビジネスおよび組織環境、経済、及び企業戦略と管理があげられている。本研究科の設置科目は、これらの領域を網羅している。また、IES4 (Initial Professional Development – Professional Values, Ethics, and Attitude) で重要視している職業的懐疑心および判断、倫理原則、および公共の利益への貢献については、必修科目である職業倫理等の科目で修得できるカリキュラムとなっている。また、事例研究や演習等を通し、IES3 (Initial Professional Development – Professional Skills) にいう理解力、対人関係とコミュニケーション、人間性、および協調性等を養成できるカリキュラムになっている。このように、改訂国際教育基準の内容についても、本研究科の教育内容は準拠しているものと考えている。

なお、その後、IES は、2019 年 10 月にも改訂が行われた。同改訂は、IT 及び職業的懐疑心の養成を目的としたものであり、上記の IES2、IES3、及び IES4 に加えて、IES8 (Professional Competence For Engagement Partners Responsible For Audits Of Financial Statements) の計 4 つの IES に及ぶものであった。本研究科では、同改訂が 2019 年 10 月に行われたものであることから、2019 年度中にその内容を反映するには至っていない。その後 2020 年度におけるカリキュラムの検討において、同改訂の内容を反映する必要があるかどうかについても確認する予定である。

また、エクスターンシップには、いわゆるビッグ 4 と呼ばれる大手監査法人及びその系列会社等が含まれていない。この点については、過去に外部評価委員からも指摘を受けたが、大手監査法人については、会計大学院協会の下で毎年 2 月～3 月に実施されている「インターンシップ」の機会がある。インターンシップは、会計大学院協会の支援の下、大手監査法人との協議によって実施されているものであるが、本研究科のエクスターンシップと比べて、期間も短く、研修内容も講義中心であるなどの制約がある。何より、インターンシップは、講義科目として実施できないことから、本研究科の教育内容に含めていない。本研究科としては、本研究科の教育方針等が反映できるエクスターンシップを推進していきたいという立場であるが、他方、会計大学院協会が主導して進めているインターンシップについても、学生が大手法人とコンタクトを得る貴重な機会として捉え、今後とも学生に対して両方を経験することを積極的に奨励していきたいと考えている。結果として、本研究科の学生は、エクスターンシップとインターンシップという 2 つのプログラムを経験する機会を得て、自らが目指す会計プロフェッションの実務に接する機会を得ていると考えられる。

## 【評価基準】

2-1-2

次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。

- (1)基本科目群
- (2)発展科目群
- (3)応用・実践科目群

## 【現状説明】

会計プロフェッションとして必要な会計分野に関する包括的、精選的な質の高い教育を提供するために、多様かつ会

計に関する理論的、実務的に必要と考えられる科目を基本、発展、及び応用・実践科目として配置し、さらにこれらの応用的・総合的な教育科目を広範囲に体系的に配置してきたが、2018年度からは、入学者の目的に応じたカリキュラムを用意するべく、会計学科目（財務会計、監査論）を中心に履修し、修了時に「会計監査修士（専門職）」の学位が授与される「会計監査プログラム」と、租税法・管理会計・経営学の科目を中心に履修し、修了時に「税務マネジメント修士（専門職）」の学位が授与される「税務マネジメントプログラム」の2つのプログラム制を導入した。

また、それに先立って、2017年度からは、リカレント・コース1年制とキャリアアップ・コース1.5年制を導入している。リカレント・コースは、公認会計士や税理士等の有資格者を中心として、たとえば、すでに資格を有して実務についている者が改めて専門知識の学び直しや専門職大学院で提供されるさまざまなプログラムによる研鑽を行うことを目的として設定された。キャリアアップ・コースは、社会人で、会計・税務等に関連する実務経験を通算3年以上有する者を対象としたコースである。

以上のように、本研究科では、2018年度以降、2プログラム・3コース制を設けており、そうした履修体系の多様化によって、単に学部卒業生だけではなく、社会人及び有資格者等に対して広く開かれた高度専門教育を提供することが可能となった。このことが、会計専門職大学院に課せられている社会的な役割をより果たすことができるようになったとともに、本研究科が掲げている「会計プロフェッション研究科では、キリスト教理念に基づく教育の実現を理念に掲げ、高度な職業倫理性と専門的能力、国際人としての資質を十分に備えた会計プロフェッションを養成する。」との目的に合致した教育の提供に繋がるものと考えている。

なお、以下では、科目の種類の説明は、標準2年コースを中心に説明し、その他のコースについては、補足的に説明することとする。

## 1) 必修科目（基本科目）

必修科目は、3つのコースごとに一定のものを定めており、2つのプログラムによる差異はない。

まず、標準2年コースでは、会計プロフェッションとしての基本科目のうち主要な科目は必修科目としている。同コースでは、会計の基礎的知識修得のために、財務会計Ⅰ・Ⅱ、管理会計Ⅰ・Ⅱ、監査論Ⅰ・職業倫理、及び企業法総論、並びに、演習を必修として、幅広い知識の習得を求めている（この他、修了要件外の前提科目を設置している）。

それに対して、他の2コースでは、必修科目を厳選している。リカレント・コースでは、すでに専門知識を有している有資格者が対象であることから、職業倫理及び演習のみを必修科目としている。また、キャリアアップ・コースでは、標準2年コースに比べて一部の科目の入れ替えのみにとどめ、職業倫理、財務会計Ⅰ・Ⅱ、監査論Ⅰ、管理会計Ⅰ・Ⅱ、演習を必修としている。

## 2) 標準2年コースにおける選択必修科目

選択必修科目は、基本科目の取得後、直ちにその応用知識の体系を学ぶための科目である。選択必修科目は、2つのプログラムごとに異なる内容となっている。

標準2年コースでは、2プログラム共通の選択必修科目として、財務諸表、アドバンス会計Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが配置されている他、「会計監査プログラム」の場合は、それに加えて、会計基準Ⅰ、財務分析Ⅰ、監査論Ⅱ、会計士実務、監査事例研究Ⅰ・Ⅱのうち1科目が選択必修科目として置かれており、「税務マネジメントプログラム」の場合には、租税法総論、法人税法Ⅰ、所得税法、財務管理Ⅰ、租税法事例研究Ⅰ・Ⅱのうち1科目が設けられている。

これらの科目は、将来、会計プロフェッションとしての様々な業務を実施する際の判断能力の基礎となる領域を中心に、各個別項目の理論的根拠、制度的根拠を基に、それぞれの状況下における個別の課題に対して適切な判断を下すことができる高度な実践的能力を涵養する。これにより、高い職業倫理観に裏付けられた、高度かつ実践的な知識の獲得

を果たす科目配置がなされている。

### 3) リカレント・コース及びキャリアアップ・コースにおける選択科目

リカレント・コース及びキャリアアップ・コースにおける選択必修又は選択科目については、別途、コース別の科目を設けるのではなく、標準2年コースにおける設置科目を履修することとしている。各科目における教育内容は、それらのコースの受講生にとっても十分対応可能な内容を備えているからである。

ただし、キャリアアップ・コースでは、標準2年コースに比べて、必修科目が2科目4単位分少ない一方、選択必修科目として、2プログラム共通で、企業法総論と、会計事例研究Ⅰ・Ⅱのうちいずれか1科目の計2科目の履修を求めている。

また、リカレント・コースでは、選択必修科目として、会計・監査・管理会計・企業法・租税法の各系統の「事例研究」を4科目履修することを求めている。これは、リカレント・コースの受講生にとっては、ケース・スタディのような実践に近い学習の場が重要であるとの考えに基づく。その他、リカレント・コースの選択科目やキャリアアップ・コースの選択科目については、必修科目及び選択必修科目以外の科目すべてを対象として、自らの学習目標に応じて選択することを認めている。

### 4) 演習等

会計プロフェッションは多種多様な会計問題を認識し解決しなければならない。すなわち疑問を抱く精神を常に保持し続け、これに理解力、適用力、分析力および評価力を付加するような教育プログラムの設定が必要である。そのために、講義だけでなく担当教員の指導の下で演習（ゼミナール）形式によって発表し議論しながら他のゼミナリス滕の意見や論点等を共に研究、学習することが必要であると考え、いずれのコースの場合であっても、在学期間中にわたり（標準2年コースであれば2年間、キャリアアップやリカレントであれば、それぞれ1.5年間と1年間）にわたり、少人数制の演習科目を必修科目として設置している。論点の設定、アプローチ方法、資料の収集、結論への導き方等が指導され、個人および社会的な価値観の異同、問題提起に対する判断プロセスの理解そして価値判断を行う経験が習得できる。

### 5) 研究指導およびリサーチ・ペーパー

本研究科修了後、本研究科ないし他の研究科の博士後期課程に進学する場合や税理士等資格取得のために修士論文が必要な学生に対しては、研究者教員が、修士論文作成のための研究指導を行っている。

税理士法「学位による試験科目免除」における免除要件は「専門職学位取得に係る研究が税法に属する科目等又は会計学に属する科目等である」との国税審議会の認定を必要とする。なお、『学位取得に係る研究』とは、学位論文の作成に当たって、指導教授から必要な研究指導を受けた上、当該専門職大学院が行う学位論文の審査および試験に合格すること並びに研究指導が『必修』又は『選択必修』として修了要件であること。」等と規定されている。本研究科は、「研究指導」8単位（「研究指導Ⅰ」～「研究指導Ⅳ」各2単位）を履修した場合、選択必修として修了要件に含める。なお、専門職学位課程における修士論文については、専門職大学院学位規則に規定している。

2019年度は、研究指導を2年間履修した院生について第14回目の卒業生を送り出した。2019年度は、修士論文合格者（研究指導の単位取得者）の数は、計12名であった。2018年度は、計17名であった。この人数の減少は、後述するように、1.5年コースによるリサーチ・ペーパーの提出者が、別途8名いることによるものである。

なお、本研究科は専門職大学院である。従来から、研究者を養成する大学院として、会計研究科や経営学研究科等が、本学にもまた他の大学にも、別途存在している。そこで、本研究科が設置している「研究指導」の科目が、「専門

職大学院」の設置趣旨との関係で、どのように位置付けられているのか、すなわち、設置趣旨と「研究指導」科目の整合性が問題となる。この点に関しては、次のとおりである。

まず、本研究科は、会計プロフェッションを養成するのが目的である。そのためには、会計プロフェッションの実務の現場でその能力を発揮できるように、ものごとを論理的に思考する力が必要と考えている。その能力を養うために設置している科目の一つが「研究指導」であり、論文指導を通じてそうした能力を養成することとしている。すなわち、研究指導の目的は、事象を正確に分析し、これを論理的に組み立て、解決していく能力を育成することである。これが研究指導の一般的な目的である。他方、このような論理的な思考の養成を行うことにより取得することができる国家資格がある。そのうちの一つが税理士試験である。税理士試験という国家資格においては、専門的知識の涵養と論理的思考ができる者であることの証明として、一定レベルの修士論文の作成・提出をその資格取得のための試験科目の免除の一条件としている。そこで、本研究科は、論理的思考の養成ができる上に、会計プロフェッションとしての税理士資格の取得につながるころの、論文指導を「研究指導」という科目で行っているのである。

さらに、リカレント・コース及びキャリアアップ・コースでは、リサーチ・ペーパーを必修科目としている。リサーチ・ペーパーは、修士論文よりも文字数等の要件は軽減されていること、修士論文のように修士論文提出による単位が認められないことという相違があるものの、指導教員からの指導を受ける点は同じである。リカレント・コース及びキャリアアップ・コースにおいてリサーチ・ペーパーを設置することの意味は、両コースの受講者が、有資格者や社会人であることを前提に標準2年修了のコースに比べて短期間で履修を認めていることを考慮し、その期間内で、修士論文と比べて相対的に少ない分量ではあるものの、研究成果を纏めることを期待しているからである。

なお、2018年度からは、リカレント・コース及びキャリアアップ・コースともに、リサーチ・ペーパーを必修科目からは外して、入学時にリサーチ・ペーパー審査に合格した者のみが履修することができる選択必修科目としている。さらに、2019年度からは、リカレント・コースでは、1年間という在学期間を考慮するとともに、すでに専門職業に就いている学生であることから一層論文執筆の機会が重要であるとの認識に立って、リサーチ・ペーパーに代えて、要請される文字数は少ないものの、アカデミック・リサーチを必修科目として要求している。

#### 【自己評価】 (2-1-2 関係)

本会計大学院では、基準2-1-2に準拠する科目分類により教育課程を構築しており、基準を満たしていると判断する。

#### 【今後の課題】

2018年度から開始された、会計・監査プログラムと税務マネジメントプログラムの2プログラムとともに、3コース及び2プログラムの組合せによって、本研究科の教育課程の充実を図っていくことになる。また、こうした教育課程は、確定的なものではなく、実施状況に応じて適宜見直しを図ることが必要である。実際に、上記の通り、2018年度からは、リカレント・コース及びキャリアアップ・コースともに、リサーチ・ペーパーを必修科目からは外して、入学時にリサーチ・ペーパー審査に合格した者のみが履修することができる選択必修科目としているが、その後、2019年度からは、リカレント・コースについては、前述の趣旨により、アカデミック・リサーチを必修科目として課すこととなっている。

その他、リカレント・コース及びキャリアアップ・コースの導入によって社会人学生の増加が見込まれることから、それらに対応して、より教育の実効性と効率性を実現するための教育課程の見直しを検討する必要性が生じるかもしれない。

## 【評価基準】

### 解釈指針2-1-2-1

基本科目は、会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、会計専門職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。

会計分野（財務会計、管理会計、監査）、経済経営分野、IT分野、法律分野等の各分野について、基本的な科目を複数配置し、これらのうちの主要なものについては選択必修科目とすることが望まれる。

## 【現状説明】

まず、本研究科の開設授業科目の基本的枠組みは、標準2年コースについては、次のとおりである。

### 1) 必修科目

会計監査プログラム及び税務マネジメントプログラムのいずれについても、下記の分野（系）の24単位を必修としている。

- ・財務会計系 6単位
- ・管理会計系 4単位
- ・監査系 4単位
- ・企業法系 2単位
- ・演習 8単位

この他、修士論文履修者は、研究指導及び修士論文として、10単位が必修となる。

### 2) 選択必修

会計監査プログラムでは、下記の分野（系）の選択必修科目の中から10単位以上選択必修としている。

- ・財務会計系 10単位
- ・監査系 6単位
- ・管理会計系 2単位

また、税務マネジメントプログラムでは、下記の分野（系）の選択必修科目の中から10単位以上選択必修としている。

- ・租税法系 8単位
- ・財務会計系 8単位
- ・管理会計系 2単位

### 3) 選択科目

選択科目は、必修及び選択必修として習得した以外の科目または他研究科指定科目から16単位以上選択することとなる。（修士論文履修者は、6単位以上。）

さらに、リカレント・コースでは、修了要件は、30単位以上で、その内訳は、必修科目10単位（職業倫理、演習4単位、リサーチ・ペーパー4単位）、選択必修8単位（会計・監査・管理会計・企業法・租税法の各系列の「事例研究」を4科目）、及び選択科目12単位からなるもので、標準1年での修了が可能となる。

また、キャリアアップ・コースでは、修了要件は36単位以上、その内訳は、必修科目26単位（職業倫理、財務会計Ⅰ・Ⅱ、財務諸表、監査論Ⅰ、管理会計Ⅰ・Ⅱ、演習6単位、リサーチ・ペーパー6単位）及び選択科目10単位からなるもので、標準1.5年での修了が可能となっている。

前述の通り、リカレント・コース及びキャリアアップ・コースにおける選択科目は、必修科目及び選択必修科目以外のすべての科目（前提科目を除く）から、履修することが可能となっている。

また、同じく前述の通り、2018年度からは、リカレント・コース及びキャリアアップ・コースともに、リサーチ・ペーパーを必修科目からは外して、入学時にリサーチ・ペーパー審査に合格した者のみが履修することができる選択必修科目としている。

#### 4) 科目配置表

具体的な科目配置表を各コース別に示せば、別掲の【図表2-5】のとおりである。

以上の表のとおり、本会計大学院の教育で養成する多様な会計プロフェッションに必須の最新の理論・基準と実践的知識を身につけさせる学習のためのカリキュラム体系となっている。

#### 5) シラバス

シラバスは、別添資料としたので、この自己点検評価報告書自体には、掲載を省略した。

#### 【自己評価】（2-1-2-1 関係）

本会計大学院の教育体系は、解釈指針2-1-2-1に合致しているものと判断される。

#### 【今後の課題】

従来、租税法を専攻する学生の場合、管理会計系や監査系の必修科目および選択必修科目が多く、租税法領域の科目を履修する余地が少ないとの指摘があったが、この点については、2018年度から開始した2プログラム制によって、租税法を学びたい学生に対しては、税務マネジメントプログラムを提供し、この問題は概ね解決したものと考えている。今後は、プログラムの実施状況を踏まえて、問題点があれば改善を図りたい。

その他、外部評価委員からは、公認会計士の養成を主眼とした「教育の枠組み」を見直して、「税理士の養成」に配慮した「教育の枠組み」の修正について問題提起された。こうした考え方もありうるものと理解しているが、本研究科の設置理念とも関連する問題であり、税理士志望者が多いことのみをもって、それのみに特化する大学院を志向するつもりはない。幸いにも、2015年度以降は、入学者は回復傾向にあり、公認会計士志望の入学者も増加しつつある。こうした状況を踏まえて、2018年度からは、「会計監査プログラム」と「税務マネジメントプログラム」の2プログラム制を導入し、税理士志望者と公認会計士志望者に対して、バランスの取れた教育課程を用意できたのではないかと考えている。

#### 【評価基準】

##### 解釈指針2-1-2-2

発展科目は、基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する会計専門職業人としての必要な知識を教育することを目的とする。

基本科目群の各授業科目に接続して発展的に授業科目を配置するとともに基本科目にない専門科目についても複数の授業科目を配置する。これらの授業科目については、各会計大学院の目標等に応じて、選択必修科目とすることが望まれる。

### 【現状説明】

本会計大学院では、学生の目標と履修について、事務部門のみならず各担当教員が入学時よりオフィス・アワーの時間を活用して相談にのり、各学生の入学前の学習状況に合わせて履修相談にのっている。

カリキュラムは前述の図表のとおり、各種別に必修科目、選択必修科目および選択科目と段階的に学べるよう細分化した科目を配置している。また、理論科目と応用・実践科目を区分した科目と、これらを融合した科目に分けて配置し、研究者教員と実務家教員を適切に配置している。

入学してくる学生は目的が多様であり、これらについては授業を進める中で進捗を調整できるように科目を細分化してある。

各科目系の開講科目数は、別掲の【図表 2-6】のとおりである。

### 【自己評価】 (2-1-2-2 関係)

以上のとおり、本会計大学院ではカリキュラムをできるだけ細分化し、学生の目的と水準に適合するよう配置し指導しているため、解釈指針 2-1-2-2 に合致しているものと判断する。

### 【今後の課題】

科目数が多く、一部の科目では、討論を行うための適正規模を下回るケースも出てきている。今後、科目の集約についても検討する必要がある。

## 【評価基準】

### 解釈指針2-1-2-3

応用・実践科目は、会計専門職業人としての最先端の知識を教育するための授業科目を配置するとともに、会計専門職業の現場で典型的な判断・事例等をシミュレートした教育手法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。会計倫理や監査判断等については、事例研究、ディベート、実地調査等の教育手法を取り入れることが望ましい。

これらの授業科目については、各会計大学院が創意工夫して開設することとする。

### 【現状説明】

前述のカリキュラムの図表のとおり、各科目系に選択必修科目、選択科目を設け、会計職業人としての実務に必要な最先端の授業内容を履修できるような科目を複数設けている。

#### (1) 事例研究

各科目系に事例研究を配置し、少人数教育により事例の分析と討論に学生の参加度を高める教育を行っている。たとえば、監査系の事例研究では、できるだけ実際のシチュエーションを示せるケースを用いて会計職業人が直面する倫理のジレンマの状況について学生に問題意識を持たせ、それをどのように解決すべきかという疑問を深めるように工夫している。

#### (2) 演習

専任教員全員が必修科目の演習を担当し、1 演習あたり標準 5 名程度の学生に対し、各担当教員の分野について総合的かつ分析的教育を行うための配置をしており、ここでは 1 年次では学生の勉学水準や目的に応じて基礎的事例を中心に、2 年次では実例的・応用的事例によってレポート発表、ディベート手法を取り入れて段階的に指導している。

**【自己評価】 (2-1-2-3 関係)**

上述のとおり、各科目系に実践的、応用的科目を細分化して配置しており、少人数教育を目指して指導しており、解釈指針 2-1-2-3 に合致しているものと判断する。

**【今後の課題】**

科目数が多く、また一時期、学生数も減少したため、一部の科目では、討論を行うための適正規模を下回るケースもあったが、2 プログラム制の導入及び学生数の増加に伴い、そうした問題は解消しつつある。今後、定員が確保された後に、改めて、科目の集約についても検討したいと考えている。

**【評価基準】**

**解釈指針 2-1-2-4**

特定の科目群に授業科目が偏ることのないように、各科目が各科目群に適切に配置されていること。

**【現状説明】**

本研究科では、前述のとおり財務会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営系、その他に区分し、それぞれに本研究科の教育目的に必要な科目を配置している。各科目は授業内容に応じて細分化してあり、各科目の学習目的に応じて配置している。したがって科目数は系列ごとに違いがあるが、これは科目の教育内容の性質が異なることに合わせて配置してあるので適切である。開講科目数は前述の【図表 2-6】のとおりである。

**【自己評価】 (2-1-2-4 関係)**

以上により、本会計大学院の科目配置は、解釈指針 2-1-2-4 に合致しているものと判断する。

**【今後の課題】**

現在の状況を維持することが重要である。

**【評価基準】**

**2-1-3**

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

### 【自己評価】 (2-1-3 関係)

以上のとおり、本会計大学院では基準 2-1-3 に合致して適切に配置されているものと判断する。

以前より、外部評価において、履修モデルを示すべきではないかとの指摘を受けてきた。これについては、2018 年度から 2 プログラム制を導入しており、会計や監査を学び、公認会計士や企業内で会計キャリアを歩もうとする学生に向けた会計監査プログラムと、主に税理士等を志望する税務マネジメントプログラムを設けたことで、履修モデルではないものの、学生のニーズに合わせたカリキュラムを用意することで、履修の体系と学生の将来なりたい会計プロフェッションの方向性を一致させているものと考えている。これ以上の履修の制約をかけることは、現時点では考えていない。なお、演習担当教員が、科目登録に当たって演習に所属する学生の履修相談を行い、指導教員の署名をもって履修登録をすることとしていることから、各学生の学習履歴の把握と学生個々の希望に応じた適切な履修を促すことができていると評価できる。

### 【今後の課題】

自己評価に記載の通り、演習担当教員が、いわばチューターとして、履修相談を行い、修了までの間、学生の履修プロセスを把握し、助言しているため、履修モデルを策定する必要はないと考えている。今後は、2 プログラムの定着を待って、それぞれのプログラムに設置されている科目数や種類、選択必修等の調整を考える必要があるかもしれない。

### 【評価基準】

#### 解釈指針2-1-3-1

会計分野（財務会計、管理会計、監査）の科目については、資格試験の要件等に配慮して配置すること。

### 【現状説明】

【図表 2-6】 から、演習やリサーチ・ペーパー、研究指導を除く開講している授業数 111 科目中、会計領域（財務会計系、管理会計系、監査系）で 66 の授業が開設されている。（同一科目について複数の授業が置かれている場合があるため、授業数は科目数を超えている。以下同じ。）

### 【自己評価】

会計分野は全体の半数以上にあたる 59.4%開設されており、解釈指針 2-1-3-1 を満たしているものと判断する。

### 【今後の課題】

科目数が多く、また学生数も減少したため、一部の科目では、討論を行うための適正規模を下回るケースも出てきていたが、学生数の増加傾向もあって、この問題は解消しつつある。

### 【評価基準】

#### 解釈指針2-1-3-2

会計専門職業人が備えるべき資質・能力の観点から、会計分野の科目以外にも、各会計大学院の設置理念に応じて幅広い科目を設置すること。

#### 【現状説明】

本会計大学院では、演習やリサーチ・ペーパー、研究指導を除く全授業数 111 科目中、会計領域外の企業法系、租税法系、経営系、その他で 45 の授業を開講しており、国際的に会計専門職として必要な科目を配置している。また、専門職大学院の国際マネジメント研究科と大学院法学研究科のビジネスロー専攻との単位互換を実施して、経営および法律の科目の充実を図っている。

#### 【自己評価】

上述のとおり、本会計大学院では、解釈指針 2-1-3-2 に合致した科目数を配置しているものと判断する。

#### 【今後の課題】

科目数が多く、また学生数も減少したため、一部の科目では、討論を行うための適正規模を下回るケースも出てきたが、学生数の増加傾向もあって、この問題は解消しつつある。また、2018 年度からは、税務系を志向する学生のために、「税務マネジメントプログラム」を設置するなどして、学生の志向に沿ったカリキュラム編成を行っている。

#### 【評価基準】

2-1-4

**各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。**

#### 【現状説明】

本会計大学院の講義の単位数は、本学専門職大学院学則第 36 条に基づき設定されており、大学設置基準第 21 条に対応して適切である。

本会計大学院の 1 年間の授業時間は、本学大学学則第 38 条の 2 に基づき設定されており、大学設置基準第 22 条に対応して適切である。

本会計大学院の授業時間（各授業科目の授業期間）は、本学専門職大学院学則第 36 条に基づき設定されており、大学設置基準第 23 条に対応して適切である。

#### 【自己評価】

本会計大学院における、授業の単位数、1 年間の授業時間、各授業科目の授業時間は、本学大学学則及び専門職大学院学則に基づき設定され、大学設置基準第 21～23 条に対応して設定されており、基準 2-1-4 を満たしているものと判断する。

#### 【今後の課題】

現在の状況を維持することが重要である。